平成３０年（再ロ）第１６号

大阪府枚方市宮之阪１丁目22番15―601号
再生債務者　野瀬　直樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１６号

仙台市宮城野区東仙台４丁目２番62号　サマックス・アンジュハウス205
再生債務者　髙橋　雅美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年６月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月25日
仙台地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第１号

富山市水橋辻ヶ堂2576番地
再生債務者　中山　久義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月26日　富山地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第２号

石川県小松市若杉町ワ73番地８
再生債務者　大井　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月26日　金沢地方裁判所小松支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年八月七日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年六月十四日
掲載頁　九頁
平成三十年七月四日
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（甲）日本出版販売株式会社
代表取締役　平林　彰
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（乙）株式会社リゲル
代表取締役　清地　泰宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年六月二十七日
掲載頁　五十八頁（号外第一三九号）
平成三十年七月四日
岡山市北区今八丁目一一番一〇号
（甲）株式会社トップマネジメント
代表取締役　石井　栄一
岡山市北区今八丁目一一番一〇号
（乙）株式会社アスガード
代表取締役　石井　栄一

組織変更公告

当組合は、平成三十年六月二十日開催の臨時総会において、岩国伝統建築協同組合の組織を変更して株式会社（組織変更後の商号株式会社中村工務店、本店所在地山口県岩国市錦見四丁目七番二四号）とすることを議決しましたので、これに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年七月四日
山口県岩国市錦見四丁目七番二四号
岩国伝統建築協同組合
代表理事　中村　雅一

資本金の額の減少公告

当組は、資本金の額を一千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成三十年七月四日
埼玉県春日部市椚四九〇番地三
有限会社遠藤建材
代表取締役　遠藤　等

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一万二千五百円減少し七十八万七千五百円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年七月四日
東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
合同会社ＩＴコンソーシアム
代表社員　株式会社インフォメーションポート
職務執行者　鈴木　直文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成三十年八月六日であり、株主総会の決議は、平成三十年六月十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
平成三十年七月四日
東京都中央区八丁堀二丁目一八番二号
株式会社アーキリー
代表取締役　鈴木理恵子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百二十万円減少し、四百十万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成三十年八月二十日であり、株主総会の決議は、平成三十年六月二十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成三十年七月四日
大阪府泉大津市二田町一丁目二〇番一〇号
愛の手家事介護ステーション有限会社
取締役　湯尾　和美

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年七月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株及びＡ種種類株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成三十年七月四日
東京都港区高輪三丁目二五番二三号京急第２ビル六階
株式会社ＫＡＣＨＩＥＬ
代表取締役　久保憂希也

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年七月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使すべき株主を確定するため、平成三十年七月十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿に記載または記録のある株主をもって、その権利を行使すべき株主と定めましたので公告します。
平成三十年七月四日
東京都港区西新橋二丁目八番一二号
株式会社エコ配
代表取締役　片地　格人

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年七月十九日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。効力発生日は基準日と同日です。
平成三十年七月四日
東京都渋谷区渋谷三丁目八番一二号
Ａｌ　ｉｎｓｉｄｅ株式会社
代表取締役　渡久地　択

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成三十年七月四日
横浜市西区みなとみらい二丁目三番三号
クイーンズタワーＢ一九Ｆ
株式会社グレープシステム
代表取締役　工藤　清隆